

船舶事故調査報告書

平成29年4月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年7月31日 12時52分ごろ
発生場所	福岡県 ^{あしや} 芦屋町芦屋浜海水浴場沖 柏原港西防波堤灯台から真方位207° 1.2海里付近 (概位 北緯33° 53.5′ 東経130° 39.0′)
事故の概要	水上オートバイ ^{オロ ジャクソン} ORO JACKSONは、帰航中、離岸堤に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年8月1日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ ORO JACKSON、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	290-62930福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし 同乗者A 同乗者B
負傷者	軽傷 3人（操縦者、同乗者A及び同乗者B）
損傷	船底部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り組み、同乗者A及び同乗者Bを後部座席に乗せ、芦屋浜海水浴場沖で遊走した後、出発した砂浜に戻ることにした。</p> <p>本船は、約5～6km/hの対地速力で離岸堤と離岸堤の間を航過し、目的地の砂浜に向けて左転したところ、左転し過ぎて離岸堤に向首し、距離が約1mとなったので、右舵一杯としたとき、無意識のうちにスロットルを入れたことにより船首部が浮上し、離岸堤の消波ブロックに乗り揚げた。</p> <p>操縦者は、特殊小型船舶操縦士の免許を取得しておらず、初めて水上オートバイを操縦した。</p> <p>船舶所有者は、車に忘れ物を取りに行っていて、操縦者が本船を出航させたことを知らなかった。</p> <p>船舶所有者は、本船が乗揚事故を起こし、周囲が騒然となって、操縦者がいないこと及び本船がないことを知った。</p> <p>操縦者、同乗者A及び同乗者Bは、いずれも救命胴衣を着用しており、アルコール類を摂取していなかった。</p>
分析	<p>本船は、操縦者が、初めて水上オートバイを操縦し、操縦を誤ったことから、離岸堤に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>操縦者は、特殊小型船舶操縦士免許を取得していなかったことか</p>

	ら、本船を操縦してはならなかった。
原因	本事故は、操縦者が、初めて水上オートバイを操縦し、操縦を誤ったため、本船が離岸堤に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・水上オートバイの所有者は、他人が乗船しないよう、緊急エンジン停止コードを抜いておくなど、管理を適切に行うこと。